

いしかわ文化振興条例の概要 (H27.4.1 施行)

<前文>

文化の意義、本県の文化の歴史、条例制定にあたっての決意等

総
則

<目的>

文化の振興に関し、基本理念を定め、県・市町の責務、県民・文化団体等の役割を明らかにし、文化振興施策の基本事項を定めることにより、施策の総合的な推進を図る

<基本理念>

- ・ 文化の担い手である県民の自主性・創造性の尊重
- ・ 県民が等しく文化を鑑賞・参加・創造できる環境の整備
- ・ 文化の裾野の拡大と更なる文化の向上に向けた環境の整備
- ・ 本県文化が県民共通の財産として育成・継承・発展
- ・ 地域固有の多様な文化の尊重とその活用による地域の活性化
- ・ 文化に関する情報発信・文化交流の積極的推進
- ・ 県民、文化団体、大学等高等教育機関、行政の連携・協働

<責務・役割等>

- ・ 県の責務 文化振興施策を総合的に策定・実施 ほか
- ・ 市町の責務 地域の特性に応じた文化振興施策を策定・実施
- ・ 県民・文化団体の役割 自主的・主体的な文化活動を通じて文化を振興
- ・ 大学等高等教育機関の役割 調査研究、活動支援・人材育成等を通じて文化を振興

文
化
振
興
施
策
の
柱

① 石川の優れた文化の継承・発展

芸術・生活文化等の振興、伝統芸能・伝統工芸・食文化の継承・発展、文化財等の保存・活用、文化の担い手の育成、子どもによる文化の継承、顕彰

② 文化に親しむ環境づくり

県民の文化意識の向上、県民が文化に親しむ機会・子どもが文化に触れる機会の充実、学校教育における文化活動の充実、高齢者・障害者等の文化活動の充実、文化施設等の充実及び活用の促進

③ 文化による地域づくり

ふるさと文化の継承・発展、ふるさと文化の活用による地域の活性化、文化による地域産業の振興

④ 文化の交流・発信

文化に関する交流の促進、文化に関する情報の収集・発信、文化の観光資源としての活用

⑤ 文化を支える仕組みづくり

推進体制の整備、企業等による文化支援活動の促進、財政上の措置

<いしかわ文化の日>

- ・ 「いしかわ文化の日」(10月第3日曜日)
- ・ 「いしかわ文化推進期間」(「いしかわ文化の日」から11月3日まで)
趣旨にふさわしい事業等を行う

<文化振興基本方針>

文化振興施策の推進のための基本的な方針を定める